上天草市新規漁業就業者研修事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、漁業就業者の減少と高齢化が進む上天草市における漁業の担い手を確保・育成するため、上天草市在住又は上天草市へ移住し、新規に漁業就業を希望する者に対し、実践的な漁業研修の機会を提供する上天草市新規漁業就業者研修事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について上天草市補助金等交付規則（平成１６年規則第３５号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象者）

第２条　補助金の交付対象となる者は、上天草市新規漁業就業者研修事業実施要領に基づき、研修計画又は営漁計画の認定を受けた者（以下「研修（営漁）計画認定者」という。）が所属する地先漁業協同組合（以下「漁協」という。）とする。

（事業内容）

第３条　この事業において、新規漁業就業者の確保・育成のため、次の各号に掲げる事業を行う。

（１）　新規就業希望者と漁業種類や指導漁業者の検討、漁村生活体験などの漁村環境とのマッチング支援事業

（２）　指導漁業者の下での漁業経営、漁業技術の習得等の新規就業者研修事業

（３）　研修終了後、漁業技術の習熟、複数の漁業種類の習得等による経営安定に向けたフォローアップ研修事業

（事業対象漁業）

第４条　事業対象とする漁業は、漁協が有する漁業権又は入漁権の内容であり、漁協が許可する漁業とする。

（事業の内容及び事業実施の手続）

第５条　事業の内容及び事業実施の手続は、第３条各号の事業区分ごとに別記１から別記３のとおり定めるものとする。

（補助金の交付申請）

第６条　漁協は、事業を実施しようとするときは、上天草市新規漁業就業者研修事業補助金交付申請書（様式第１号。以下「交付申請書」という。）に研修（営漁）計画書及び推薦書を添えて市長に提出するものとする。

（補助金の交付決定）

第７条　市長は、補助金の交付申請を受けたときは、研修の期間により補助金を決定し、上天草市新規漁業就業者研修事業補助金交付決定通知書（様式第２号）により、漁協に通知するものとする。

（研修内容の変更申請）

第８条　前条の規定による補助金の交付の決定を受けた漁協は、研修内容の変更があった場合は、変更計画書を添付して上天草市新規漁業就業者研修事業研修補助金変更交付申請書(様式第３号)に次に掲げる書類を添えてこれを市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（研修内容の変更決定）

第９条　市長は、前条に規定する変更申請の提出があった場合、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を変更し、上天草市新規漁業就業者研修事業研修補助金変更交付決定通知書（様式第４号）により漁協に通知するものとする。

（事業の完了）

第１０条　漁協は、研修が終了したときは速やかに各要領に定める実績報告書を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第１１条　市長は、前条の規定により実績報告書が提出された場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、上天草市新規漁業就業者研修事業補助金交付確定通知書（様式第５号）（以下「確定通知書」という。）により漁協に通知するものとする。

（補助金の請求）

第１２条　前条の規定による交付確定を受けた漁協は、補助金の請求をしようとするときは、上天草市新規漁業就業者研修事業補助金交付請求書（様式第６号）を市長に提出しなければならない。

（事業年度）

第１３条　この事業の事業年度の期間は、４月１日から翌年３月３１日までとする。漁期等により２か年度にわたる補助金の交付を受けようとする者は、その年度ごとに申請しなければならない。

（その他）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和５年３月２９日から施行する。